

1. 令和3年第1回定例会議案について

(1) 議案の内訳

・条例の新規制定について	2件
・条例の一部改正について	17件
・令和2年度補正予算	9件
・令和3年度当初予算	9件
・市道路線の認定について	1件
・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	2件
合計	40件

(2) 議案の概要

- ① 議案第2号「小美玉市まちづくり構想推進委員会設置条例の制定」については、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、小美玉市まちづくり構想の基本計画の策定に際し、委員会の設置に関する条例を制定するものです。
- ② 議案第3号「小美玉市羽鳥駅駐車場条例の制定」については、羽鳥駅の東口駅前広場駐車場整備に伴い、運用について必要な事項を定めるため、制定するものです。
- ③ 議案第4号「小美玉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」については、「新型コロナウイルス感染症」の定義について、関係政令を引用せずに具体的に書き表す形とするため、所要の改正を行うものです。
- ④ 議案第5号「小美玉市役所出張所設置条例の一部を改正する条例」については、小美玉市役所四季の里出張所の廃止に伴い、所要の改正を行うものです。
- ⑤ 議案第6号「小美玉市手数料条例の一部を改正する条例」については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、所要の改正を行うものです。
- ⑥ 議案第7号「小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、地方税法施行令の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。
- ⑦ 議案第8号「小美玉市介護保険条例の一部を改正する条例」については、介護保険法の改正及び第8期小美玉市介護保険事業計画の策定に伴い、所要の改正を行うものです。
- ⑧ 議案第9号から議案第12号「小美玉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」について、「小美玉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、「小美玉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」について及び「小美玉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」については、介護保険法及び関係政省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。
- ⑨ 議案第13号「小美玉市乳製品加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」については、小美玉市乳製品加工施設を円滑に運営するにあたり、指定管理者が行う業務の範囲等について、所要の改正を行うものです。
- ⑩ 議案第14号「小美玉市地域再生拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」については、小美玉市地域再生拠点施設を円滑に運営するにあたり、指定管理者が行う業務の範囲等について、所要の改正を行うものです。

- ⑪ 議案第15号「小美玉市基金条例の一部を改正する条例」については、基地周辺事業の推進に必要な資金を積立て、文化の振興及び地域の活性化を図ることを目的とし、新たに「文化施設等維持管理運営等事業基金」を設置するため、所要の改正を行うものです。なお、本議案については、先行議決案件として上程するものです。
- ⑫ 議案第16号「小美玉市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」については、小美玉市立小川北義務教育学校の設置日について、令和4年4月1日とするため、所要の改正を行うものです。
- ⑬ 議案第17号「小美玉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。
- ⑭ 議案第18号「小美玉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。
- ⑮ 議案第19号「小美玉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」については、令和2年4月1日から省令基準の配置・資格に係る基準が参酌化されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
- ⑯ 議案第20号「小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例」については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。
- ⑰ 議案第21号「令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第11号）」については、歳入歳出それぞれ3億3,404万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を325億8,473万1千円として提案するものです。補正の内容については、国補正予算を財源活用する道路改良事業や小学校体育館改修工事費のほか、決算見込額に応じた補正が主なものです。また、歳入歳出予算補正のほか、継続費補正及び繰越明許費を計上するものです。
- ⑱ 議案第22号「令和2年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」については、事業勘定及び診療施設勘定白河診療所の補正です。事業勘定において、歳入歳出それぞれ1,515万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を52億55万9千円とし、次に診療施設勘定白河診療所において歳入歳出それぞれ1,644万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,097万9千円として提案するものです。
- ⑲ 議案第23号「令和2年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」については、歳入歳出それぞれ2,803万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、6億175万7千円として提案するものです。
- ⑳ 議案第24号「令和2年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」については、歳入歳出それぞれ187万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億369万8千円として提案するものです。
- ㉑ 議案第25号「令和2年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）」については、歳入歳出それぞれ39万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,774万7千円として提案するものです。
- ㉒ 議案第26号「令和2年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）」については、歳入歳出それぞれ177万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,521万4千円として提案するものです。

- ⑳ 議案第27号「令和2度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）」については、介護保険事業勘定において、歳入歳出それぞれ1億3,342万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を39億4,578万1千円、介護サービス事業勘定において、歳入歳出それぞれ14万円を減額し、歳入歳出の総額を646万2千円として提案するものです。
- ㉑ 議案第28号「令和2年度小美玉市水道事業会計補正予算（第3号）」については、収益的収入及び支出のうち、収入額を499万9千円減額し、8億4,165万4千円、支出額を800万9千円増額し、8億1,865万円、次に、資本的収入及び支出においては、収入を1,347万5千円増額し、5億7,016万7千円として提案するものです。
- ㉒ 議案第29号「令和2年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第3号）」については、収益的収入及び支出のうち、収入額を3,774万8千円増額し、12億3,544万3千円、支出額を4,623万5千円増額し、11億8,702万6千円、次に、資本的収入及び支出においては、収入額を2,464万1千円増額し、7億5,176万2千円、支出額を1,276万4千円増額し、11億7,090万円として提案するものです。
- ㉓ 議案第30号から議案第38号までは新年度予算です。
- ㉔ 議案第39号「市道路線の認定について」については、道路改良工事に伴い整備される道路を市道小21118号線、市道小21119号線として認定するものです。
- ㉕ 諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めること」については、人権擁護委員の柳澤よしえ氏、長谷川光男氏が、令和3年6月30日をもって任期満了となるため、柳澤氏、長谷川氏を再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき諮問するものです。

◇問い合わせ先（議案）
総務部 総務課 庶務係
TEL：0299-48-1111（内線1274）